

矢板市文化財保存活用地域計画作成業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

（適用の範囲）

第1条 本特記仕様書は、発注者である矢板市（以下、「甲」という。）が、受託者（以下、「乙」という。）に委託する「矢板市文化財保存活用地域計画作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

（業務の目的）

第2条 本市には、多種多様な文化が数多く存在する。これらの文化財は、本市の歴史文化を今に伝える重要な要素として保存し、次世代に向け継承されることが求められるとともに、魅力ある地域資源として観光やまちづくり等の分野での活用が期待される。

本業務は、本市の歴史文化の特徴を踏まえ、文化財を指定等の有無に関わらず適切に把握し、長期的な視点で総合的・計画的に保存活用するため、令和7年度から令和9年度の3年間を計画期間とする「矢板市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を作成するもので、その支援を行う事を目的とする。

（準拠法令等）

第3条 本業務は、本特記仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等に準拠して実施するものとする。

- （1）文化財保護法（昭和25年法律第204号）
- （2）栃木県教育委員会「栃木県文化財保存活用大綱」（令和3年(2021)2月）
- （3）文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用体網・文化財保存活用地位計画策定等に関する指針」（平成31年3月4日）
- （4）文化庁文化財部「歴史文化基本構想策定技術指針」（平成24年2月）
- （5）文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室「歴史文化基本構想策定ハンドブック」
- （6）著作権法（昭和45年法律第48号）
- （7）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （8）やいた創生未来プラン（令和3年3月）
- （9）矢板市契約規則
- （10）矢板市関係条例
- （11）その他関係法令

（貸与資料）

第4条 本業務で貸与する資料は下記のものとする。

- （1）矢板市指定文化財一覧

- (2) 文化財調査報告書（国・県・市）
- (3) 地域史等（矢板市刊行関係資料、その他文化財関係資料）
- (4) 各学区・自治会刊行物・図書
- (5) 史跡・名勝保存活用計画書、史跡整備基本計画、発掘調査報告書等
- (6) 埋蔵文化財包蔵地図
- (7) 未指定文化財調査資料
- (8) 矢板市総合計画、関連上位計画
- (9) その他矢板市文化財関係資料

（作業計画）

第5条 乙は本業務実施にあたり、甲に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 作業実施計画書及び工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者通知書
- (4) 管理技術者及び照査技術者の経歴書及び資格証明書

（実施体制）

第6条 乙は、本業務の実施に当たり専門的な知見を有する以下の技術者を配置することとする。なお、本業務を担当する技術者は、契約日より3ヶ月前より乙と直接かつ恒常的な雇用関係があるものとし、雇用を証明する書類について甲に提出し、承認を得るものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、学芸員資格を有するものとし過去10年以内（平成27年度～令和6年度）に同種業務又は類似業務（「歴史文化基本構想策定支援業務」又は、その他文化財の保存活用に関する計画）を受託し完了した実績を有する者とする。なお、乙は業務実績が分かる資料（コリンズ・テクリスの写し、業務委託契約書の写し、業務実施計画書の写し等）を甲に提出し承認を得ること。

(2) 担当技術者

担当技術者は、学芸員資格を有することとし過去10年以内（平成27年～令和6年度）に同種業務又は類似業務（「歴史文化基本構想策定支援業務」又は、その他文化財の保存活用に関する計画）を受託し完了した実績を有する者とする。

(2) 照査技術者

照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有する者とする。

（疑義）

第7条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲と乙で協議の上、甲の指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、本業務遂行中に知り得た情報について、甲の許可なしに外部に提供してはならない。

（報告の義務）

第9条 本業務実施期間中において、乙は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて報告資料を提出するものとする。

（品質管理と情報保護対策）

第10条 乙は、本業務の履行上必要となるデータや資料の取扱いについては、情報の漏洩が起らないよう細心の注意を払うものとする。そのため乙は、本業務の実施に当たっては情報保護及び品質管理の観点から、次の認証を取得しているものとし、登録証の写しを甲に提出し承認を得るものとする。

- （1）ISO 9001（品質マネジメントシステム）
- （2）ISO 14001（環境マネジメントシステム）
- （3）ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- （4）JIS Q 15001（プライバシーマーク）

（引き渡し）

第11条 受注者は、令和7年度から令和9年度までの各年度で作成した成果品について、次に掲げる期日までに引き渡しを行うものとする。

- （1）令和7年度成果品：令和8年3月20日
- （2）令和8年度成果品：令和9年3月19日
- （3）令和9年度成果品：令和10年3月24日

（完了）

第12条 乙は、本業務の完了後、委託業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

（契約不適合）

第13条 乙は、本業務完了後といえども乙に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに甲の必要と認める修正、その他必要な作業を乙の責において実施するものとする。

（成果品の帰属）

第14条 本業務における成果品については全て甲に帰属するものであり、甲の承認を受けずに複製したり、他に公表及び貸与したりしてはならない。

（履行期間及び納入場所）

第15条 本業務の履行期間及び納入場所は次の通りとする。

- （1）履行期間 契約日の翌日から令和10年3月31日まで
- （2）納入場所 矢板市 生涯学習課

第2章 業務概要

(業務概要)

第16条 本業務の概要は以下のとおりとする。

【令和7年度(2025)】

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 計画準備 | 一式 |
| (2) 基礎調査 | 一式 |
| (3) 文化財データベース作成 | 一式 |
| (4) 文化財の保存・活用に係る課題の検討 | 一式 |
| (5) 歴史文化の特徴と関連文化財群骨子案の検討 | 一式 |
| (6) 文化財の保存・活用に関する方針骨子案の検討 | 一式 |
| (7) 協議会運営支援 | 3回 |
| (8) 成果品取りまとめ | 一式 |
| (10) 打合せ協議 | 一式 |

【令和8年度(2026)】

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 関連文化財群の検討・整理 | 一式 |
| (2) 文化財の保存・活用に関する方針の検討 | 一式 |
| (3) 文化財保存・活用に関する措置の検討 | 一式 |
| (4) 矢板市文化財保存活用地域計画案の作成 | 一式 |
| (5) 協議会運営支援 | 3回 |
| (6) 関係機関協議 | 3回 |
| (7) 成果品とりまとめ | 一式 |
| (8) パブリックコメント支援 | 1回 |
| (9) 打合せ協議 | 一式 |

【令和9年度(2027)】

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 認定申請にあたっての支援 | 一式 |
| (2) 矢板市文化財保存活用地域計画案資料編の作成 | 一式 |
| (3) 矢板市文化財保存活用地域計画概要場の作成 | 一式 |
| (4) 協議会運営支援 | 3回 |
| (5) 成果品取りまとめ | 一式 |
| (6) 打合せ協議 | 一式 |

第3章 業務内容(令和7年(2025))

(計画準備)

第17条 作業全般にわたる具体的な作業方法、人員の配置等を計画し、必要な準備を行うものとする。

（資料収集整理）

第18条 業務の遂行上必要となる資料について収集し、後続作業を円滑に行えるよう整理を行うものとする。

（基礎調査）

第19条 既存文献や既存調査データ等を基に、指定・未指定に関わらず文化財関連資料を幅広く収集、整理する。また、その概要（類型、名称、所在地（緯度、経度含む）、年代、規模、指定等状況、所有者・管理者情報、参考文献等）を把握するものとする。

（文化財データベースの作成）

第20条 第19条の結果を基に、文化財データベースおよび分布図等を作成するものとする。使用するデータベースの形式については甲乙協議の上決定することとし、分布図については、今後文化財保存活用施策の推進や景観・まちづくり施策等との連携を視野に入れ、GIS（地理情報システム）で利用可能なようシェープファイル形式及びPDF形式にて作成するものとする。

（文化財の保存・活用に係る課題の検討）

第21条 文化財の保存活用に係るこれまでの取り組み状況を整理するとともに、今後の保存活用に向けた課題や必要な視点について検討するものとする。

2. 検討にあたっては、地域計画案に示す保存活用の方針や措置との関連性を見据えて取りまとめを行うものとする。

（歴史文化の特徴と関連文化財群骨子案の検討）

第22条 歴史文化の特徴を踏まえて、関連文化財群の設定方針と骨子案を作成するものとする。

（文化財の保存・活用に関する方針骨子案の検討）

第23条 文化財の保存活用を通じて本市が目指す将来像を検討するとともに、その実現に向けた文化財の保存活用に関する取組方針について検討するものとする。

（協議会運営支援）

第24条 協議会の開催にあたり必要な運営支援（協議会用資料の作成、協議会への出席、議事録作成、質問等に対し必要に応じて回答案の協議）を行うものとする。協議会は令和7年度中に3回行うものとする。運営支援内容については、適宜甲乙協議の上決定するものとする。

（成果品取りまとめ）

第25条 本業務において実施した作業内容及び作成した資料等について、業務報告書として取りまとめるものとする。

（打合せ協議）

第26条 打合せ協議は、年度毎に初回、中間、成果品引き渡し前の計3回実施することを基本とするが、業務遂行上、必要な場合は適宜実施するものとする。また、打合せ協議終了後、速やかに「打合せ協議記録簿」を作成し、甲に提出して確認を得るものとする。

第4章 業 務 内 容（令和8年(2026)）

（関連文化財群の検討・整理）

第27条 本市の歴史的変遷や文化財の特徴等を踏まえて、地域の文化財をその周辺環境を含めて総合的に把握し、関連文化財群について検討・整理を行うものとする。

（文化財の保存・活用に関する方針の検討）

第28条 前年度に取りまとめた「文化財の保存・活用に関する方針骨子案」や協議会の結果を踏まえて、実現に向けた文化財の保存活用に関する取組方針について検討するものとする。

（文化財保存・活用に関する措置の検討）

第29条 文化財の保存活用に係る課題及び方針に対して実施する措置を検討して具体化し、計画期間中に実施する行動計画（アクションプラン）としてとりまとめるものとする。

2. 計画に位置付ける措置は、これまで実施してきた取り組みに加えて、新たに実施する取組、関係部署が担う取り組みなど多岐にわたるため、それらを体系化するとともに、実施主体・実施時期・財源等を含め分かりやすく記載するものとする。

（矢板市文化財保存活用地域計画案の作成）

第30条 前条までに整理・検討した内容を踏まえて地域計画案を作成するものとする。作成にあたっては以下についても追加検討の上で地域計画案を作成するものとする。また、協議会や関係機関との協議結果を計画に反映するものとする。

① 文化財の防災・防犯に関する課題・方針・措置の検討

文化財の防災・防犯に関する課題を整理し、対策・対応を検討する。

防災・防犯に関する措置は行動計画に含める。

② 保存活用の推進方策の検討

文化財の保存活用のための本市の体制及び担い手（市民、地域、関係団体、行政等）の役割など、計画推進のための体制整備の方針を検討する。

（協議会運営支援）

第31条 協議会の開催にあたり必要な運営支援（協議会用資料の作成、協議会への出席、議事録作成、質問等に対し必要に応じて回答案の作成）を行うものとする。協議会は令和8年度中に3回行うものとする。運営支援内容については、適宜甲乙協議の上決定するものとする。

（関係機関協議）

第32条 地域計画を策定するにあたり関係機関（庁内関係部署、栃木県及び文化庁）協議を実施するものとする。令和8年度中に3回行うものとする。協議に際しては資料作成支援（協議資料作成、協議への出席、議事録の作成、質問等に対し必要に応じて回答案の検討）を行うものとする。

（成果品取りまとめ）

第33条 本業務において実施した作業内容及び作成した資料等は、業務報告書として取りまとめるものとする。

（パブリックコメント運営支援）

第34条 地域計画案に対するパブリックコメント実施にあたり、公表資料の作成及び意見とりまとめを行い回答作成の支援を行うものとする。

（打合せ協議）

第35条 打合せ協議は、年度毎に初回、中間、成果品引き渡し前の計3回実施することを基本とするが、業務遂行上、必要な場合は適宜実施するものとする。また、打合せ協議終了後、速やかに「打合せ協議記録簿」を作成し、甲に提出して確認を得るものとする。

第5章 業 務 内 容（令和9年(2027)）

（認定申請にあたっての支援）

第36条 地域計画の認定申請に係る文化庁協議等に係る資料作成等の支援を行い、協議を踏まえて必要な修正等の対応を行うものとする。

（矢板市文化財保存活用地域計画案資料編の作成）

第37条 文化庁協議等を踏まえて「地域計画（本編）の最終とりまとめを行い、計画を確定させるものとする。取りまとめに際しては、市民等に広く周知する事を踏まえて、分かりやすい表現やレイアウト、図、イラスト等を用いることに留意し、冊子（A4版カラー(150ページ程度)）として取りまとめるものとする。

2. 文化財リストや調査履歴、参考文献等といった地域計画の付属資料として添付する内容・項目を検討し「地域計画案資料編」を作成するものとする。

（矢板市文化財保存活用地域計画概要版の作成）

第38条 地域計画の内容を市民等に広く周知していくため、その概要をまとめた「地域計画概要版」（A3版カラー(二つ折り16ページ程度)）を作成するものとする。

(協議会運営支援)

第39条 協議会の開催にあたり必要な運営支援(協議会用資料の作成、協議会への出席、議事録作成、質問等に対し必要に応じて回答案の作成)を行うものとする。協議会は令和9年度中に3回行うものとする。運営支援内容については、適宜甲乙協議の上決定するものとする。

(成果品取りまとめ)

第40条 本業務において実施した作業内容及び作成した資料等は、業務報告書として取りまとめるものとする。

(打合せ協議)

第41条 打合せ協議は、年度毎に初回、中間、成果品引き渡し前の計3回実施することを基本とするが、業務遂行上、必要な場合は適宜実施するものとする。また、打合せ協議終了後、速やかに「打合せ協議記録簿」を作成し、甲に提出して確認を得るものとする。

第6章 成 果 品

(成果品)

第42条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

【令和7年度(2025)】

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 業務報告書(令和7年度中間成果、データ含む) | 1部 |
| (2) 文化財データベース・分布図等(令和7年度中間成果) | 一式 |
| (3) 協議会配布資料・議事録データ | 一式 |
| (4) 打合せ協議記録簿 | 一式 |
| (5) その他、必要と認められるもの | 一式 |

【令和8年度(2026)】

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 業務報告書(令和8年度中間成果、データ含む) | 1部 |
| (2) 文化財保存活用地域計画書案データ(本編) | 一式 |
| (3) 文化財データベース分布図等(令和8年度中間成果) | 一式 |
| (4) パブリックコメント時関連データ | 一式 |
| (5) 協議会配布資料・議事録データ | 一式 |
| (6) 関係機関協議配布資料・議事録データ | 一式 |
| (7) 打合せ協議記録簿 | 一式 |
| (8) その他、必要と認められるもの | 一式 |

【令和9年度(2027)】

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 業務報告書(令和9年度中間成果、データ含む) | 1部 |
| (2) 文化財保存活用地域計画書(本編・資料編) | 20部 |
| (3) 文化財保存活用地域計画書(概要版) | 50部 |
| (4) 文化財データベース・分布図等(令和9年度最終成果) | 一式 |

- | | |
|--------------------|----|
| (5) 協議会配布資料・議事録データ | 一式 |
| (6) 打合せ協議記録簿 | 一式 |
| (7) その他、必要と認められるもの | 一式 |

【その他】

- ① 作成したデータは全て、各年度 CD-R 等に格納し印刷物とは別に納品すること。
- ② 最終年度は3カ年で作成したデータ全てを格納した CD-R を印刷物とは別に納品すること。